

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年5月26日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	U S テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1) 当初自己設定日(平成28年11月18日) 100万円とします。 (2) 継続申込期間(平成28年11月18日から平成29年11月21日まで) 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月 2日付をもって提出しました「ＵＳテクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、平成29年 5月26日に有価証券報告書を提出したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものであります。

2 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (2)【ファンドの沿革】

<更新後>

平成28年11月18日 信託契約締結、設定、運用開始。

##### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

###### イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「株式会社りそな銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

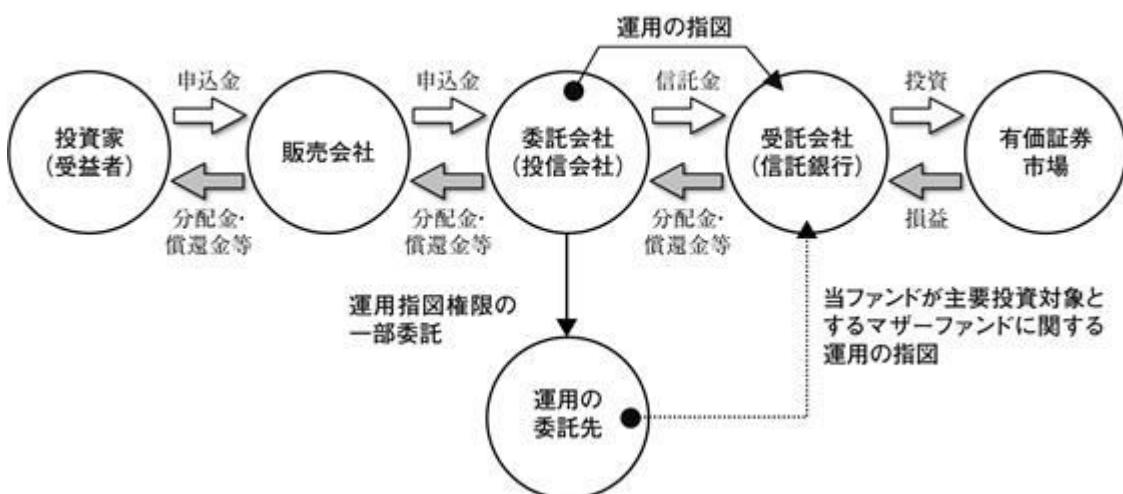
(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(二) 投資顧問会社（運用の委託先） 「ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク」

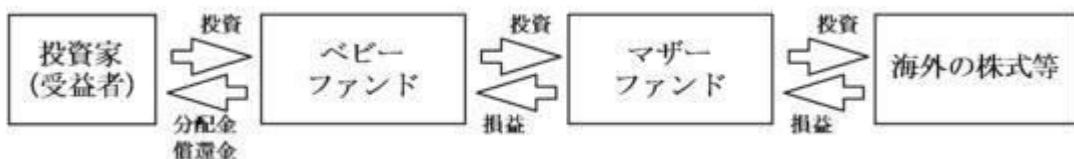
委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

#### 運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



## □ 委託会社の概況

### (イ) 資本金の額

2,000百万円（平成29年 3月31日現在）

### (ロ) 会社の沿革

昭和60年 7月15日	三生投資顧問株式会社設立
昭和62年 2月20日	証券投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成11年 1月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
平成11年 2月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
平成12年 1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
平成14年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成25年 4月 1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

### (ハ) 大株主の状況

(平成29年 3月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

<更新後>

「(1) 投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産（米国の情報技術関連企業の上場株式）が同じで、原則として、為替ヘッジを行わない「U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド」（以下、「(為替ヘッジなし)」）ということがあります。)の情報を合わせて説明している部分があります。

### イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に情報技術の開発、進化、活

用により高い成長が期待される企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### □ 投資態度

(イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ・主として米国の取引所に上場している株式の中から、情報技術の開発、進化、活用により高い成長が期待される企業の株式に投資を行います。
- ・銘柄選択にあたっては、実地調査等を通じて企業の成長見通し、財務健全性、バリュエーション等の分析・評価を行い、厳選します。
- 不動産投資信託（REIT）も含みます。

(ロ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

(ハ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(二) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

### 1

主として米国の上場株式の中から、情報技術の開発、進化、活用により高い成長が期待される企業の株式に投資を行います。

- 主として情報技術関連事業を行う企業（以下、「情報技術関連企業」といいます。）の中から、革新的な技術・サービス等により高い成長が期待される企業の株式を厳選します。
- ファミリーファンド方式により運用を行います。
  - 上場株式には、不動産投資信託（REIT）も含みます。
  - 情報技術関連事業とは、ソフトウェア、ハードウェア、半導体、通信機器、情報処理サービス、通信サービス、電子商取引、メディア等に関連する事業にとどまらず、情報技術を活用した新しい事業も含みます。

### 2

情報技術関連企業への投資に強みをもつティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクが実質的な運用を行います。

- マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。同社は、米国のティー・ロウ・プライス・グループ（以下、同グループを「ティー・ロウ・プライス」といいます。）傘下の運用会社であり、ティー・ロウ・プライスの調査能力を活用して運用を行います。

### 3

対円での為替ヘッジの有無により、（為替ヘッジなし）と（為替ヘッジあり）の2つのファンドからご選択いただけます。

- （為替ヘッジなし）
 

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （為替ヘッジあり）
 

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

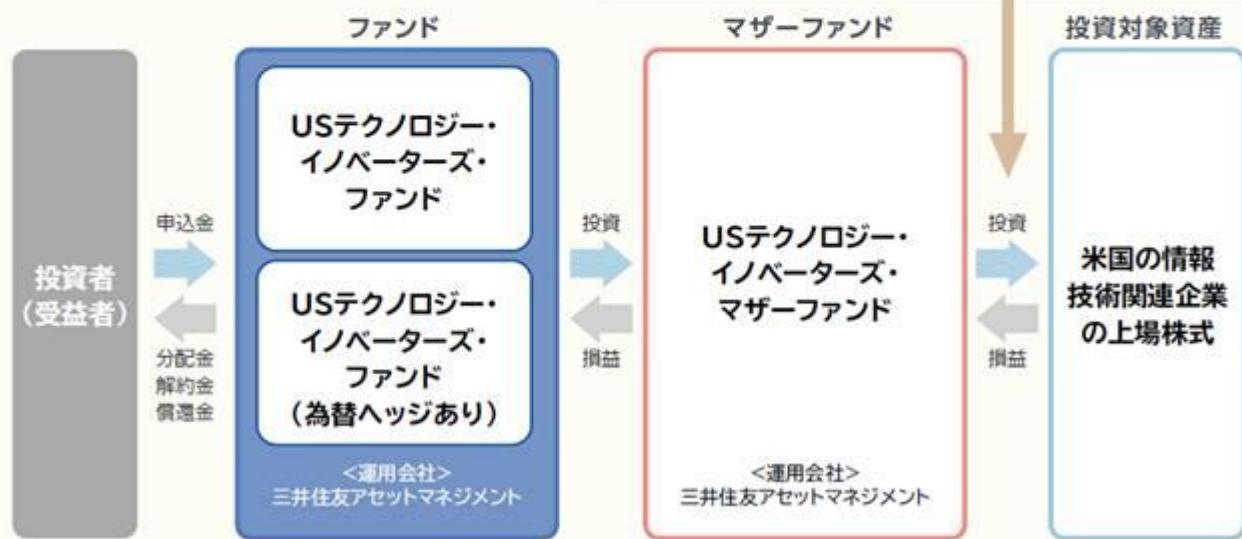
※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。



## 世界を牽引する米国IT(情報技術)セクターの強さ

### [ 優秀な人材が育つ環境 ]

#### 世界大学ランキング

大学名(国)	
1位	オックスフォード大学 (英国) 
2位	カリフォルニア工科大学 (米国) 
3位	スタンフォード大学 (米国) 

上位10大学中、  
7大学が米国

(ご参考)  
東京大学 39位

(出所)The Times Higher Education「World University Rankings 2016-2017」

■米国ITが世界を牽引する背景には、イノベーション(技術革新)創出に必要な、研究分野・セクター・国境を越える多様な連携が生まれやすい土壤があげられます。米国政府は、国の成長戦略の中心にイノベーションの創出を掲げており、ITセクターを筆頭に、企業はさまざまな成長と変革を遂げています。

### [ イノベーションの創出を促す環境 (日米欧比較) ]

研究開発		特許出願件数		ベンチャー キャピタル	
投資額<2013年>		<2015年>		投資額<2015年>	
国・地域	億米ドル	国・地域	件数	国・地域	兆円
米国	4,570	米国	57,385	米国	7.1 
欧州	3,424	日本	44,235	欧州	0.5
日本	1,602	ドイツ	18,072	日本	0.1

(注)ベンチャーキャピタル投資額の日本は2015年度、米国と欧州は2015年の年平均為替レート(1米ドル=121.00円、1ユーロ=134.30円)で円換算。

(出所)OECD, WIPO(世界知的所有権機関), VEC[ベンチャー白書2016]

### [ 世界のITセクターの時価総額上位10企業 ] 2017年3月末現在

	銘柄名	国	時価総額(億米ドル)
1	アップル		7,660
2	アルファベット		5,087
3	マイクロソフト		4,865
4	アマゾン・ドット・コム		3,581
5	フェイスブック		3,325
6	サムスン電子	韓国	1,814
7	インテル		1,709
8	シスコ・システムズ		1,697
9	VISA		1,660
10	テンセント・ホールディングス	中国	1,630

■世界のITセクターの時価総額上位には米国企業が並んでおり、株式市場でも圧倒的な存在感をみせています。

(注1)アルファベットはクラスA株式(議決権あり)とクラスC株式(議決権なし)の合計。アルファベットはグループが設立した持株会社。

(注2)時価総額はMSCIの算出によるもの。

(注3)世界のITセクターはMSCI AC ワールドの情報技術と一般消費財・サービスセクター内のインターネット販売、カタログ販売を使用。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

\*上記は例示を目的とするものであり、当ファンドにおいて当該銘柄に投資するとは限りません。また、個別銘柄を推薦するものではありません。

\*データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## ITは加速しながら新たなステージへ

■ITはこれまで急速に進化し続けています。デスクトップ型PCのハードウェアの開発や、インターネットの普及、モバイル端末の登場など、革新的な進歩を経て飛躍的に広がり、今や世界的な社会インフラとして不可欠な存在になっています。

■現在、ITの進化は次の段階に移っており、新たな情報革命を引き起こすことが期待されています。

### [ ITの進化のイメージ ]



(出所)各種資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

\*上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。



#### IoTとは

パソコンや携帯電話のような通信機器のみならず、あらゆるモノにセンサーや無線タグを持たせ、「モノ」と「インターネット」をつなぐテクノロジーの総称です。

#### 人工知能 (AI)とは

人間が持つさまざまな知的能力をコンピューターなどで実現する技術です。AIを活用した自動運転や自動応答・自動翻訳機などが実現しつつあります。

#### クラウド・コンピューティングとは

ソフトウェアやデータを自分のパソコンや携帯端末などではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのことです。「クラウド」と呼ばれています。

#### サイバー・セキュリティとは

コンピューターへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報漏洩、コンピューターウィルスの感染などを防ぎ、コンピューターやコンピューターネットワークの安全を確保することです。

## ITは産業の垣根を越え、業界に変革を起こす存在に

- ITは、さまざまな産業や社会領域との融合によって、社会インフラとして不可欠なものへと進化しました。
- 今までになかった新しい情報技術が毎日のように誕生し、自動車、住宅、小売、医療、教育、金融サービスなど、多様な産業で次々に新しいビジネスを生み出しています。イノベーションを強みとする米国は、今後も、産業の垣根を越えたまったく新しい付加価値を生み出し、ITの世界をリードしていくものと期待されます。

### [ 産業の垣根を越えた新たな競争時代へ ]



(出所)ティー・ロウ・プライスのデータ、各種資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

### フィンテックの事業領域の例

- ①金融ビジネス支援**  
資産管理ソフトや人工知能など (例)人工知能のコールセンターでの利用や人型ロボットの店舗での利用
- ②金融取引手段の変革**  
モバイル専用銀行・証券、安価な投資サービス「ロボ・アドバイザー」など
- ③金融ビジネスの一部代替**  
送金・決済、融資分野(オンライン・レンディング)など
- ④新たな金融仲介**  
おカネの借手と貸手のマッチングを行う「マーケットプレイス・レンディング」など
- ⑤金融インフラを含む変革**  
ブロックチェーン技術(ビットコインなどを支える基本システムなど)

小

既存の金融サービスに与える脅威

大

(出所)各種資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は例示を目的とするものであり、写真はイメージです。当ファンドにおいて上記の業種の銘柄に投資するとは限りません。また、上記以外の業種の銘柄に投資する場合もあります。

## 着実な業績の伸びを背景に堅調に推移する米国ITセクター

### 米国ITセクターの株価指数およびEPSの推移 1995年～2018年



■堅調な米国経済は、米国企業の業績の押し上げに寄与しています。なかでも、米国IT企業は、革新的な技術・サービスを世に送り出していることなどを追い風に、着実な利益成長を実現させており、今後もその傾向が続くと予想されます。

(注)株価指数は各年末値。EPSは年間EPSを使用。ただし、2017年は3月末値。1995年12月末を100として指標化。EPSの2017～2018年はBloombergの2017年3月末現在の予想。

(出所)FactSet、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

### 各株価指数のEPS成長率予想 2年間(2017年～2018年)平均



■米国ITセクターの2017年以降のEPS(1株当たり利益)成長率は、先進国株式(除く米国)および米国株式市場全体を上回ることが見込まれ、さらなる株価上昇が期待されます。

(注1)EPSは年間EPSを使用。EPSの2017～2018年はBloombergの2017年3月末現在の予想。

(注2)米国ITセクターはMSCI USA情報技術(配当込み、米ドルベース)、先進国株式(除く米国)はMSCIワールド(除く米国)(配当込み、米ドルベース)、米国株式はS&P500種指数(配当込み、米ドルベース)を使用。

(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは指数等の過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 為替レートの推移



■ 海外証券投資には為替変動リスクが伴います。対円での為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。

■ 2016年半ばまでは円高傾向で推移しましたが、年末にかけては日米の金利差の拡大等により円安となりました。

(注)データは2007年3月末～2017年3月末。  
(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 為替ヘッジについて

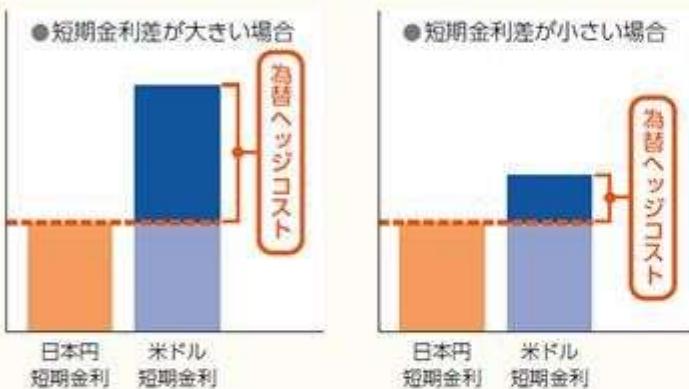
### [ 対円での為替ヘッジの効果 ]



■(為替ヘッジあり)は、実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的になると見えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■対円での為替ヘッジとは、通貨の先渡(フォワード)取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

### [ 為替ヘッジコストのイメージ ]

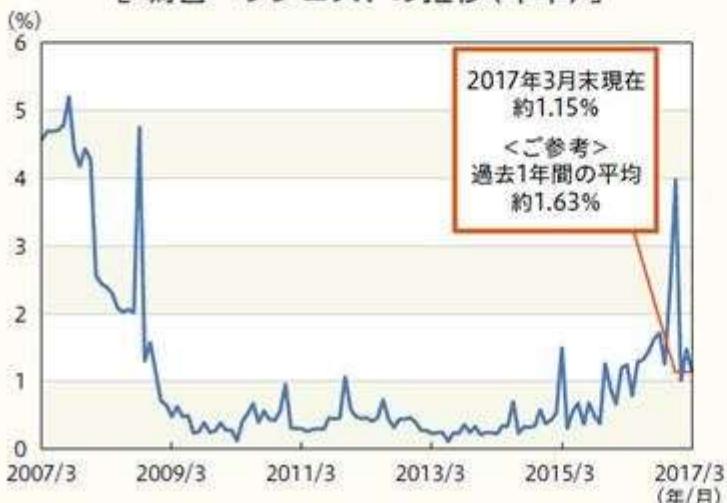


(注)上記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。日本円の短期金利が米ドルの短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

■対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコスト\*となります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

\*通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動することがあります。

### [ 為替ヘッジコストの推移(年率) ]



■日米の金融政策の方向性の違いから、日米の短期金利差が拡大しており為替ヘッジコストは増加傾向にあります。米国の追加利上げをめぐる思惑や米新政権の政策への懸念等から足もとは上振れしやすい状況となっています。

(注1)データは2007年3月末～2017年3月末。

(注2)為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル・円のスポットレートと1ヶ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算。

(出所)投資信託協会のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

## マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

### [ティー・ロウ・プライスについて]

**T.RowePrice**  
INVEST WITH CONFIDENCE



- ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(本社:米国ボルチモア)は、米国のティー・ロウ・プライス・グループ傘下の運用会社です。同グループは1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。
- 米国のNASDAQ株式市場に上場しており、主要株式指数であるS&P500に採用されている数少ない資産運用会社の1社です。
- 運用資産残高は8,108億米ドル(約95兆円)にのぼります。

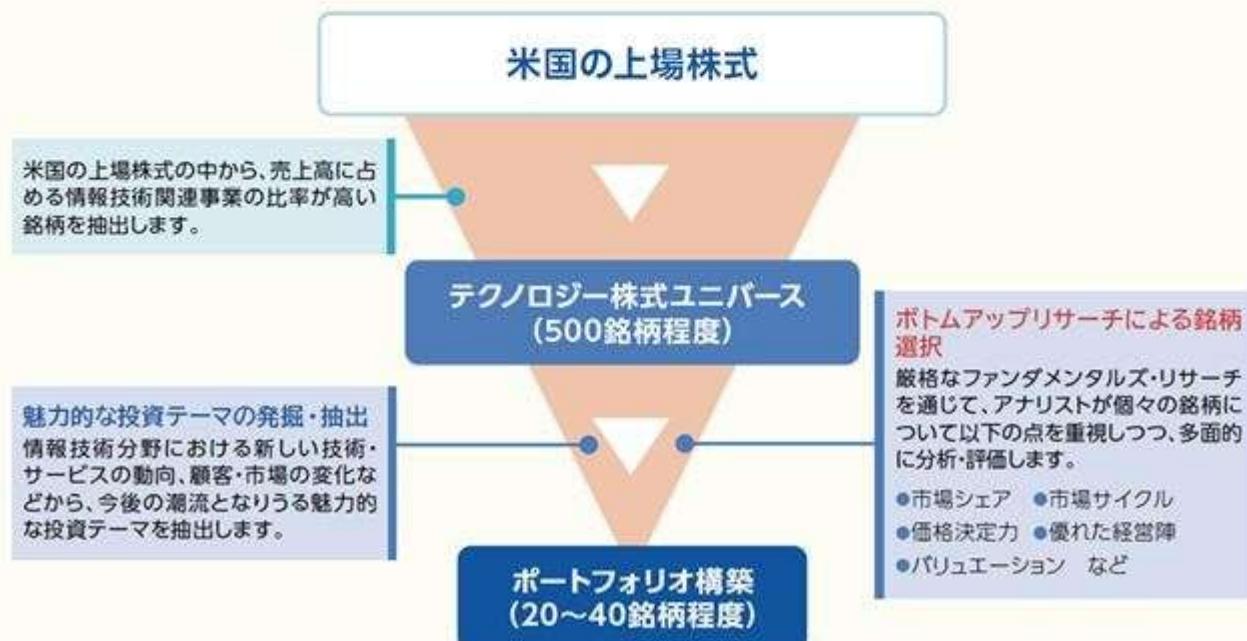
(注)2016年12月末現在。運用資産残高のデータは同時点の為替レート(1米ドル=116.63円)で円換算。

### [グローバルテクノロジー株式 運用チーム(計24名)について]

- マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライス・グループのグローバルテクノロジー株式運用チームが担当します。
- 米国テクノロジー株式担当は、地域別テクノロジー株式担当と調査銘柄の情報を共有しています。



### [運用プロセス]



\*上記の運用プロセスは2017年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ティー・ロウ・プライスのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

### (3) 【運用体制】

<更新後>

## イ 運用体制

当ファンドの運用の主要部分は、委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の出入りの管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

## ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。

運用委託先管理部会において運用委託先との契約について年1回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

## [参考情報]ティー・ロウ・プライス・グループの運用体制

- ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(本社:米国ボルチモア)は、米国のティー・ロウ・プライス・グループ傘下の運用会社です。同グループは1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。
- 米国のナスダック株式市場に上場しており、主要株式指数であるS&P500に採用されている数少ない資産運用会社の1社です。
- 運用資産残高は8,108億米ドル(約95兆円)にのぼります。

(注)2016年12月末現在。運用資産残高のデータは同時点の為替レート(1米ドル=116.63円)で円換算。

## 〔グローバルテクノロジー株式 運用チーム(計24名)について〕

- マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライス・グループのグローバルテクノロジー株式運用チームが担当します。
- 米国テクノロジー株式担当は、地域別テクノロジー株式担当と調査銘柄の情報を共有しています。



## (5) 【投資制限】

<更新後>

### ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 二 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合に

は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

##### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

##### ロ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### ハ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

##### 二 先物取引等の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

##### ホ スワップ取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り

ではありません。

- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ヘ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいい

ます。

- (チ)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ)「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

#### ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### リ 有価証券の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

#### ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ル 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ヲ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

##### イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

##### ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引およ

び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

#### ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンドの投資方針等）

##### （1）投資方針等

###### イ 基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

###### ロ 投資態度

（イ）主として米国の取引所に上場している株式 の中から、情報技術の開発、進化、活用により高い成長が期待される企業の株式に投資を行います。

不動産投資信託（REIT）も含みます。

（ロ）銘柄選択にあたっては、実地調査等を通じて企業の成長見通し、財務健全性、バリュエーション等の分析・評価を行い、厳選します。

（ハ）株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

（ニ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（ホ）運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに委託します。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### （2）投資対象

###### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 （2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

###### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第20号）に掲げるものに投資します。

###### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

##### （3）投資制限

###### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には、制限を設けません。

（ロ）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（ハ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ニ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

<更新後>

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

##### (イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変動等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

##### (ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

##### (ハ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

##### (二) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

##### (ホ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (ヘ) 特定業種・テーマの集中に関する留意点

ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。

ます。当該業種・テーマに属する銘柄は、これら的情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

#### (ト) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### (チ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

#### (リ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### □ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

#### [参考情報] ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクのリスク管理体制

ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクでは、運用部門とは独立して設置しているリスク管理部門に、運用リスク管理チームがあり、当該チームが各運用戦略レベルでのリスクのモニタリングを行っています。

運用リスク管理チームのメンバーは、四半期毎にポートフォリオ・マネジャーとリスク特性や動向について協議します。

運用部門は内在的なリスクについて日々ポートフォリオをモニタリングしており、リスク管理については、リスク管理部門が月次でリスク・レポートを作成し、リスク管理を統括する委員会に報告しています。

正式なレビューとしてリスク管理部門が、四半期毎に株式運用を所管する委員会に書面で報告を行い、対応が必要な場合、運用方針の調整について株式運用を所管する委員会よりポートフォリ

オ・マネジャーに提言を行います。

コンプライアンスは法務部門に属し、法務部門は弁護士、スペシャリスト等の人員で構成され、運用および運用方針等に関わる部門や他のビジネス・ユニットから独立した組織として、牽制機能を有しています。

ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクでは、多層的な法務部門、コンプライアンス、運用部門、バック・オフィス間の連携に加え、様々な機能を備えたシステムを駆使することで、相互チェックを可能とする強固な監視体制を確立しています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



\*分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

\*ファンド設定から1年末満のため、ファンドの騰落率はありません。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### TOPIX(配当込み)

日本株 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。

### MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)

先進国株 MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。

### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興国株 MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。

### NOMURA-BPI(国債)

日本国債 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

先進国債 Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

新興国債 J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

\*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

\*上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行つて当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

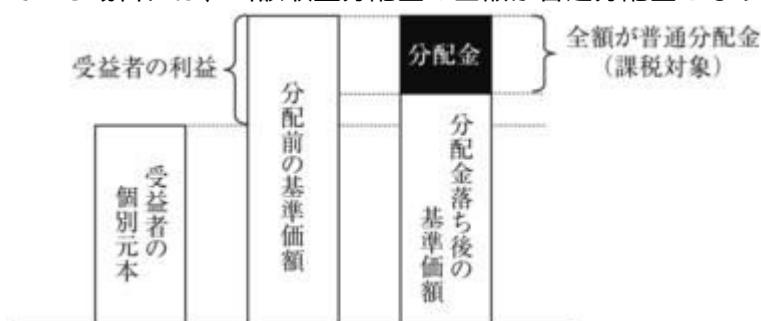
□ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

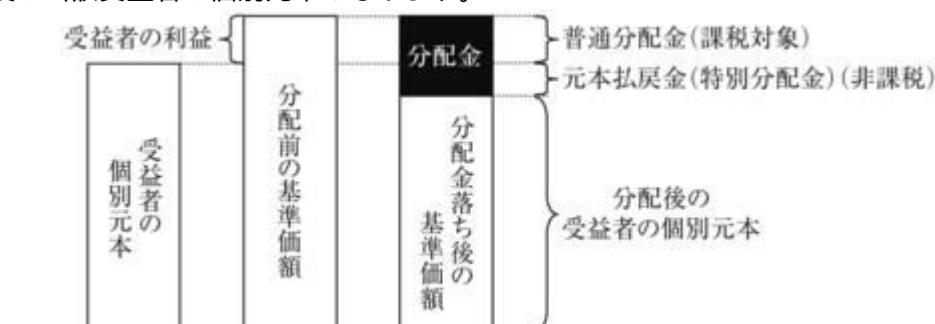
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### . 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### . 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成29年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

<更新後>

### (1)【投資状況】

USテクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）

資産の種類	国 / 地域	時価合計 ( 円 )	投資比率 ( % )
親投資信託受益証券	日本	8,387,782,518	96.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		348,299,442	3.99
合計(純資産総額)		8,736,081,960	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計 ( 円 )	投資 比率 ( % )
為替予約取引	売建		8,452,309,230	96.75

## ( 2 ) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

U S テクノロジー・イノベーターズ・ファンド(為替ヘッジあり)

#### イ 主要投資銘柄

平成29年 3月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 ( 円 )	帳簿価額 ( 円 )	評価額 単価 ( 円 )	評価額 ( 円 )	投資 比率 ( % )
日本	親投資信託受 益証券	U S テクノロジー・イノベーター ズ・マザーファンド	5,619,954,786	1.4699	8,260,998,975	1.4925	8,387,782,518	96.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### □ 種類別の投資比率

平成29年 3月31日現在

種類	投資比率 ( % )
親投資信託受益証券	96.01
合計	96.01

### 【投資不動産物件】

U S テクノロジー・イノベーターズ・ファンド(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

U S テクノロジー・イノベーターズ・ファンド(為替ヘッジあり)

平成29年 3月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	75,393,000.00	8,577,205,273	8,452,309,230	96.75

（注）わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### （3）【運用実績】

##### 【純資産の推移】

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (平成29年 2月27日)	8,571,427,930	8,830,815,784	11,235	11,575
平成28年11月末日	592,741,458		10,463	
12月末日	5,727,482,499		10,400	
平成29年 1月末日	8,384,711,158		11,064	
2月末日	8,700,177,273		11,223	
3月末日	8,736,081,960		11,370	

##### 【分配の推移】

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	平成28年11月18日～平成29年 2月27日	340

##### 【收益率の推移】

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）

	收益率(%)
第1期	15.8

（注）收益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをおいいます。

#### （4）【設定及び解約の実績】

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	8,661,143,112	1,032,088,554

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（1）投資状況

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンド

平成29年 3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	32,035,628,888	89.62
	イギリス	273,422,830	0.76
	小計	32,309,051,718	90.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,436,138,288	9.61
合計(純資産総額)		35,745,190,006	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		227,705,100	0.63

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成29年 3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部品	85,472	28,481.09	2,434,336,045	31,179.84	2,665,003,695	7.46
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM, INC.	ソフト ウェア・ サービス	284,437	9,178.29	2,610,645,861	9,262.40	2,634,571,089	7.37

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	ソフトウェア・サービス	28,180	92,928.75	2,618,732,184	93,285.98	2,628,799,057	7.35
アメリカ	株式	WORKDAY INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	270,727	9,811.82	2,656,324,670	9,390.30	2,542,208,560	7.11
アメリカ	株式	SPLUNK INC	ソフトウェア・サービス	360,197	7,030.70	2,532,440,411	7,027.58	2,531,313,810	7.08
アメリカ	株式	ELECTRONIC ARTS INC	ソフトウェア・サービス	238,312	9,771.37	2,328,634,858	10,126.26	2,413,211,513	6.75
アメリカ	株式	ULTIMATE SOFTWARE GROUP INC	ソフトウェア・サービス	109,036	22,097.33	2,409,404,569	21,825.44	2,379,758,959	6.66
アメリカ	株式	KLA-TENCOR CORPORATION	半導体・半導体製造装置	154,820	10,187.15	1,577,175,072	10,729.85	1,661,195,625	4.65
アメリカ	株式	CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	不動産	130,280	10,387.67	1,353,305,921	10,615.41	1,382,976,631	3.87
アメリカ	株式	MICROSEMI CORP	半導体・半導体製造装置	164,500	5,951.00	978,940,905	5,776.66	950,261,080	2.66
アメリカ	株式	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	114,355	8,177.21	935,105,385	8,288.59	947,842,533	2.65
アメリカ	株式	PROOFPOINT INC	ソフトウェア・サービス	106,716	8,935.91	953,604,928	8,315.52	887,399,331	2.48
アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	161,278	4,973.38	802,097,215	5,012.64	808,430,038	2.26
アメリカ	株式	ELLIE MAE INC	ソフトウェア・サービス	64,763	10,528.48	681,856,119	11,251.53	728,683,168	2.04
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	7,150	94,846.54	678,152,818	98,316.58	702,963,580	1.97
アメリカ	株式	ACTIVISION BLIZZARD INC	ソフトウェア・サービス	121,265	5,113.62	620,103,153	5,630.81	682,820,914	1.91
アメリカ	株式	TWILIO INC-A	ソフトウェア・サービス	181,600	3,601.37	654,009,621	3,210.87	583,095,408	1.63
アメリカ	株式	PAYLOCITY HOLDING CORP	ソフトウェア・サービス	126,875	4,136.79	524,856,092	4,356.33	552,710,346	1.55
アメリカ	株式	TABLEAU SOFTWARE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	97,931	5,956.04	583,281,753	5,492.82	537,917,590	1.50
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	40,970	14,270.28	584,653,445	12,971.40	531,438,577	1.49
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・サービス	104,450	4,829.77	504,470,469	4,884.75	510,212,409	1.43
アメリカ	株式	NETFLIX INC	小売	30,100	16,049.05	483,076,546	16,610.85	499,986,627	1.40
アメリカ	株式	ATHENAHEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	31,500	12,859.95	405,088,474	12,612.39	397,290,594	1.11
アメリカ	株式	PRICELINE GROUP INC/THE	小売	1,900	183,051.44	347,797,751	200,730.34	381,387,661	1.07
アメリカ	株式	COSTAR GROUP INC	ソフトウェア・サービス	13,793	22,852.84	315,209,233	23,193.03	319,901,583	0.89
イギリス	株式	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	81,701	3,281.43	268,096,703	3,346.62	273,422,830	0.76
アメリカ	株式	SNAP INC-A	ソフトウェア・サービス	94,095	2,461.72	231,636,059	2,493.98	234,671,396	0.66

アメリカ	株式	GUIDEWIRE SOFTWARE INC	ソフトウェア・サービス	36,700	6,294.13	230,994,898	6,314.05	231,725,752	0.65
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	35,830	6,414.88	229,845,452	6,417.26	229,930,712	0.64
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	94,200	1,471.49	138,615,247	1,576.26	148,484,587	0.42

## □ 種類別・業種別の投資比率

平成29年 3月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 ( % )
株式	外国	自動車・自動車部品	7.46
		小売	4.43
		ヘルスケア機器・サービス	1.11
		不動産	3.87
		ソフトウェア・サービス	62.17
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.64
		半導体・半導体製造装置	10.71
合計			90.39

## 投資不動産物件

## U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンド

平成29年 3月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 ( 円 )	時価 ( 円 )	投資 比率 ( % )
為替予約取引	米ドル	買建	2,030,000.00	226,060,800	227,705,100	0.63

(注)わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

## 参考情報

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

## 分配の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した額です。

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの收益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2016年のファンドの收益率は、ファンドの設定日(2016年11月18日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2017年のファンドの收益率は、年初から2017年3月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (4)【計算期間】

<更新後>

毎年2月27日から翌年2月26日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## 第3【ファンドの経理状況】

&lt;更新後&gt;

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期(平成28年11月18日から平成29年2月27日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド(為替ヘッジあり)】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成29年2月27日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	277,653,660	
親投資信託受益証券	8,167,079,894	
派生商品評価勘定	2,808,760	
未収入金	492,455,000	
流動資産合計	<u>8,939,997,314</u>	
資産合計	<u>8,939,997,314</u>	
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	37,726,179	
未払収益分配金	259,387,854	
未払解約金	43,773,211	
未払受託者報酬	800,818	
未払委託者報酬	26,782,594	
未払利息	791	
その他未払費用	97,937	
流動負債合計	<u>368,569,384</u>	
負債合計	<u>368,569,384</u>	
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,629,054,558	
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	942,373,372	
元本等合計	<u>8,571,427,930</u>	
純資産合計	<u>8,571,427,930</u>	
負債純資産合計	<u>8,939,997,314</u>	

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1期 自 平成28年11月18日 至 平成29年2月27日
<b>営業収益</b>		

第1期	
	自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
有価証券売買等損益	602,628,894
為替差損益	215,109,564
営業収益合計	817,738,458
<b>営業費用</b>	
支払利息	30,094
受託者報酬	800,818
委託者報酬	26,782,594
その他費用	113,868
営業費用合計	27,727,374
営業利益又は営業損失( )	790,011,084
経常利益又は経常損失( )	790,011,084
当期純利益又は当期純損失( )	790,011,084
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	74,963,689
期首余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	547,563,156
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	547,563,156
剩余金減少額又は欠損金増加額	60,849,325
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	60,849,325
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	259,387,854
期末余金又は期末欠損金( )	942,373,372

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第1期 自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方	為替予約取引

法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成29年 2月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	7,629,054,558口
2. 1単位当たり純資産の額	1.1235円 (10,000口当たりの純資産額 11,235円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 10,427,308円
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,021,517円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(708,025,878円)、収益調整金(486,713,831円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は1,201,761,226円(1万口当たり1,575.23円)であり、うち259,387,854円(1万口当たり340円)を分配金額としてあります。

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容

リスク	<p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成29年 2月27日現在)
----	------------------------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

第1期（自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	532,877,235円
合計	532,877,235円

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（平成29年 2月27日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引	買建	669,215,751	-	665,023,380
		米ドル	669,215,751	-	665,023,380
		売建	8,736,286,912	-	8,767,011,960
		米ドル	8,736,286,912	-	8,767,011,960
		合計	9,405,502,663	-	9,432,035,340
					34,917,419

(注) 1. 時価の算定方法

(1)為替予約取引の時価の算定方法について

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

#### (その他の注記)

項目	第1期 (平成29年 2月27日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	8,660,143,112円
期中一部解約元本額	1,032,088,554円

#### (4) 【附属明細表】

##### 有価証券明細表

###### (a) 株式

該当事項はありません。

###### (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンド	5,556,592,662	8,167,079,894	

合計	5,556,592,662	8,167,079,894
----	---------------	---------------

### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

#### （参考）

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）は、「U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

### U.S.テクノロジー・イノベーターズ・マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

(平成29年 2月27日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,780,521,012
コール・ローン	350,672,923
株式	30,239,156,930
派生商品評価勘定	20,119,080
未収入金	1,547,449,480
未収配当金	11,293,594
流動資産合計	<u>35,949,213,019</u>
資産合計	<u>35,949,213,019</u>
負債の部	
流動負債	
未払金	1,389,164,406
未払解約金	2,015,942,000
未払利息	999
その他未払費用	2,949
流動負債合計	<u>3,405,110,354</u>
負債合計	<u>3,405,110,354</u>
純資産の部	
元本等	
元本	22,142,216,611
剰余金	
剰余金又は欠損金（）	<u>10,401,886,054</u>
元本等合計	<u>32,544,102,665</u>
純資産合計	<u>32,544,102,665</u>
負債純資産合計	<u>35,949,213,019</u>

#### 注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 2月27日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		22,142,216,611口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1.4698円 14,698円)

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
	(1)金融商品の内容

項目	自 平成28年11月18日 至 平成29年 2月27日
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れてあります。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

#### . 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 2月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式）          「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）          デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等          これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成29年 2月27日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	1年以内	
市場取引以外の取引	為替予約取引	売建	1,953,929,880	-	1,933,810,800
		米ドル	1,953,929,880	-	1,933,810,800
		合計	1,953,929,880	-	1,933,810,800
					20,119,080

（注）1. 時価の算定方法

（1）為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える對顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている對顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの對顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える對顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている對顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の對顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）



PROOFPOINT INC	100,116	79.64	7,973,238.24
SALESFORCE.COM, INC.	263,937	81.78	21,584,767.86
SPLUNK INC	312,397	62.80	19,618,531.60
TABLEAU SOFTWARE INC-CL A	92,631	53.26	4,933,527.06
TWILIO INC-A	156,600	32.26	5,051,916.00
ULTIMATE SOFTWARE GROUP INC	73,036	198.36	14,487,420.96
WORKDAY INC-CLASS A	178,380	89.66	15,993,550.80
ZENDESK INC	34,800	27.92	971,616.00
QUALCOMM INC	32,930	57.22	1,884,254.60
CAVIUM INC	31,300	65.12	2,038,256.00
KLA-TENCOR CORPORATION	131,320	90.29	11,856,882.80
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	103,255	72.83	7,520,061.65
MICROSEMI CORP	148,600	53.14	7,896,604.00
米ドル 小計	3,325,989		269,559,252.37 (30,239,156,930)
合 計	3,325,989		30,239,156,930 (30,239,156,930)

(注)金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 30銘柄	92.9%	100.0%

### (b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

### 2【ファンドの現況】

<更新後>

### 【純資産額計算書】

U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド(為替ヘッジあり)

平成29年 3月31日現在

資産総額	8,766,514,972円
負債総額	30,433,012円
純資産総額( - )	8,736,081,960円

発行済口数	7,683,778,951口
1口当たり純資産額( / )	1.1370円
(1万口当たり純資産額)	(11,370円)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

###### イ 資本金の額および株式数

平成29年 3月31日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

###### □ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

###### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

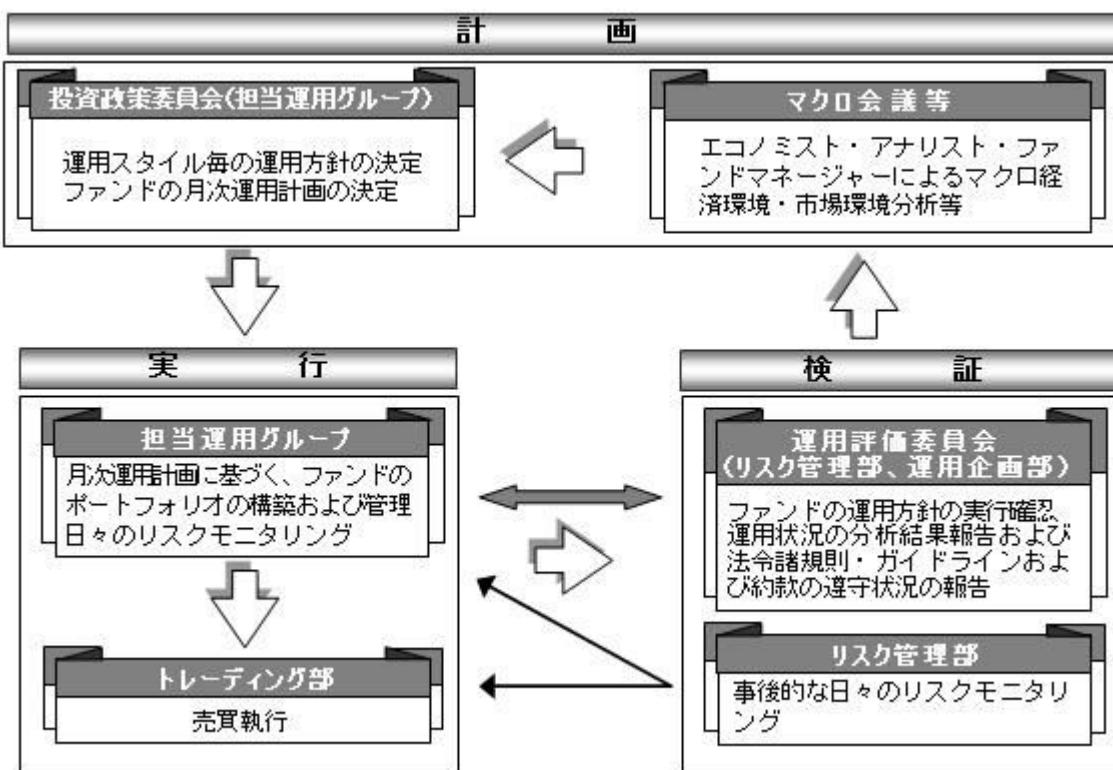
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

## 二 投資信託の運用の流れ



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

平成29年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(平成29年 3月31日現在)

		本 数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	69 ( 21 )	188,076 ( 80,034 )
	追加型	458 ( 196 )	5,170,292 ( 2,824,712 )
	計	527 ( 217 )	5,358,368 ( 2,904,747 )
公社債投資信託	単位型	93 ( 93 )	388,551 ( 388,551 )
	追加型	1 ( 0 )	28,808 ( 0 )
	計	94 ( 93 )	417,359 ( 388,551 )
合 計		621 ( 310 )	5,775,727 ( 3,293,298 )

( )内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

## 3 【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第31期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第32期中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	2	25,021,336	10,857,507
顧客分別金信託		-	20,006
前払費用		291,119	324,934
未収入金		41,860	81,347
未収委託者報酬		4,897,032	5,418,116
未収運用受託報酬		1,000,744	1,635,461
未収投資助言報酬		455,390	382,911
未収収益		13,030	28,813
繰延税金資産		475,859	494,032
その他の流動資産		52,473	6,226
<b>流動資産合計</b>		<b>32,248,847</b>	<b>19,249,357</b>
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>	1		
建物		120,234	154,246
器具備品		230,712	240,748
<b>有形固定資産合計</b>		<b>350,947</b>	<b>394,995</b>
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		497,668	449,034
ソフトウェア仮勘定		77,155	146,452
電話加入権		91	79
商標権		222	60
<b>無形固定資産合計</b>		<b>575,137</b>	<b>595,627</b>
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券		7,151,933	13,115,106
関係会社株式		509,146	10,412,523
長期差入保証金		600,480	603,625
長期前払費用		36,031	32,533
会員権		17,299	17,299

繰延税金資産	665,425	750,481
投資その他の資産合計	8,980,317	24,931,569
固定資産合計	9,906,402	25,922,192
資産合計	42,155,249	45,171,549

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
顧客からの預り金	-	0
その他の預り金	82,723	73,103
未払金		
未払収益分配金	711	154
未払償還金	143,201	141,808
未払手数料	2,338,432	2,479,778
その他未払金	1,075,587	58,453
未払費用	2,095,111	2,092,669
未払消費税等	478,421	317,444
未払法人税等	454,520	992,491
賞与引当金	906,623	982,654
その他の流動負債	808	-
<b>流動負債合計</b>	<b>7,576,142</b>	<b>7,138,557</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212
賞与引当金	-	51,310
その他の固定負債	-	693
<b>固定負債合計</b>	<b>2,633,080</b>	<b>3,080,216</b>
<b>負債合計</b>	<b>10,209,222</b>	<b>10,218,774</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>2,000,000</b>	<b>2,000,000</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>8,628,984</b>	<b>8,628,984</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>8,628,984</b>	<b>8,628,984</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>284,245</b>	<b>284,245</b>
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>配当準備積立金</b>	<b>60,000</b>	<b>60,000</b>
<b>別途積立金</b>	<b>1,476,959</b>	<b>1,476,959</b>
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>18,861,359</b>	<b>21,984,811</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>20,682,564</b>	<b>23,806,015</b>
<b>株主資本計</b>	<b>31,311,548</b>	<b>34,434,999</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>634,478</b>	<b>517,775</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>634,478</b>	<b>517,775</b>
<b>純資産合計</b>	<b>31,946,027</b>	<b>34,952,774</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>42,155,249</b>	<b>45,171,549</b>

( 2 ) 【損益計算書】

	(単位 : 千円)	
	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	30,094,858	32,339,255
運用受託報酬	3,862,895	7,401,835
投資助言報酬	2,106,161	1,909,892
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	27,345	8,546
サービス支援手数料	18,274	74,038
その他	52,255	55,319
営業収益計	36,166,790	41,793,887
<b>営業費用</b>		
支払手数料	15,123,724	16,006,652
広告宣伝費	407,991	615,596
公告費	4,737	4,507
調査費		
調査費	1,319,743	1,624,477
委託調査費	3,550,675	4,106,366
営業雑経費		
通信費	38,911	43,662
印刷費	294,002	399,236
協会費	26,955	23,328
諸会費	18,577	22,650
情報機器関連費	2,403,857	2,557,200
販売促進費	28,281	31,271
その他	144,250	161,974
営業費用合計	23,361,707	25,596,925
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	190,241	181,739
給料・手当	5,186,853	5,824,767
賞与	569,685	609,597
賞与引当金繰入額	906,623	1,033,964
交際費	22,609	26,912
寄付金	-	23
事務委託費	366,661	540,251
旅費交通費	226,254	277,212
租税公課	108,953	161,628
不動産賃借料	552,589	595,051
退職給付費用	387,799	701,070
固定資産減価償却費	287,833	334,024
諸経費	283,156	354,884
一般管理費合計	9,089,262	10,641,129
<b>営業利益</b>	3,715,820	5,555,832
<b>営業外収益</b>		

受取配当金		26,821	36,102
有価証券利息		1,187	-
受取利息	1	6,113	3,728
時効成立分配金・償還金		12	1,394
原稿・講演料		1,899	1,766
雑収入		7,324	19,472
営業外収益合計		43,357	62,465
営業外費用			
為替差損		14,361	51,385
営業外費用合計		14,361	51,385
経常利益		3,744,816	5,566,912
特別利益			
投資有価証券償還益		4,181	13,036
投資有価証券売却益		893,251	38,823
投資有価証券清算益		-	29,214
特別利益合計		897,432	81,075
特別損失			
固定資産除却損	2	1,076	5,300
投資有価証券償還損		-	2,313
投資有価証券売却損		1,091	8,184
その他の特別損失	3	973,862	-
特別損失合計		976,030	15,798
税引前当期純利益		3,666,218	5,632,188
法人税、住民税及び事業税		1,574,213	1,598,176
法人税等調整額		166,505	41,999
法人税等合計		1,740,718	1,556,177
当期純利益		1,925,499	4,076,011

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	配当準備 積立金	別途積立金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	19,227,103	21,048,308	31,677,292
会計方針の変更による累積的影響額							439,043	439,043	439,043
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,788,060	20,609,264	31,238,248
当期変動額									
剩余金の配当							1,852,200	1,852,200	1,852,200
当期純利益							1,925,499	1,925,499	1,925,499
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	73,299	73,299	73,299
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	657,238	657,238	32,334,530
会計方針の変更による 累積的影響額			439,043
会計方針の変更を反映した 当期首残高	657,238	657,238	31,895,486
当期変動額			
剩余金の配当			1,852,200
当期純利益			1,925,499
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	22,759	22,759	22,759
当期変動額合計	22,759	22,759	50,540
当期末残高	634,478	634,478	31,946,027

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本 合計	
	資本剰余金		利益剰余金							
	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548	
当期変動額										
剩余金の配当							952,560	952,560	952,560	
当期純利益							4,076,011	4,076,011	4,076,011	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,123,451	3,123,451	3,123,451	
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剩余金の配当			952,560
当期純利益			4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116,703	116,703	116,703
当期変動額合計	116,703	116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

### [注記事項]

#### (重要な会計方針)

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1)満期保有目的の債券

## 償却原価法

### (2)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

### (3)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産

定率法によってあります。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によってあります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 ~ 50年

器具備品 3 ~ 20年

### (2)無形固定資産

定額法によってあります。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によってあります。

## 3. 引当金の計上基準

### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

### (2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によってあります。

### (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	258,412千円	281,421千円
器具備品	783,602千円	758,541千円

#### 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	18,853,119千円	4,716,352千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

#### 4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.における貸貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	355,376千円	296,815千円

#### (損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
受取利息	2,463千円	1,423千円

#### 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
器具備品	1,076千円	5,300千円

#### 3 その他の特別損失

その他の特別損失は、中国において同国国家税務総局が平成26年11月17日付で公布した財税[2014]79号通達に基づき、当社が委託者として運用する証券投資信託に関し、適格国外機関投資家として課される平成21年11月17日から平成26年11月16日までに行われた中国A株投資のキャピタル・ゲインに対して遡及的に徴される源泉所得税等について納付すべきと見込まれる金額を計上したものであります。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

##### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

###### (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,852,200	105,000	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成27年6月30日開催の第30回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	952,560	54,000	平成27年 3月31日	平成27年 7月1日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

#### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	952,560	54,000	平成27年 3月31日	平成27年 7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成28年6月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

#### (リース取引関係)

##### オペレーティング・リース取引

##### (借主側)

##### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年以内	572,402	579,592
1年超	1,340,637	756,470
合計	1,913,040	1,336,063

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

##### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した海外関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

#### 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	25,021,336	25,021,336	-
(2)顧客分別金信託	-	-	-
(3)未収委託者報酬	4,897,032	4,897,032	-
(4)未収運用受託報酬	1,000,744	1,000,744	-
(5)未収投資助言報酬	455,390	455,390	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	7,131,075	7,131,075	-
(7)長期差入保証金	600,480	600,480	-
資産計	39,106,059	39,106,059	-
(1)顧客からの預り金	-	-	-
(2)未払手数料	2,338,432	2,338,432	-
負債計	2,338,432	2,338,432	-

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,857,507	10,857,507	-
(2)顧客分別金信託	20,006	20,006	-
(3)未収委託者報酬	5,418,116	5,418,116	-
(4)未収運用受託報酬	1,635,461	1,635,461	-

(5)未収投資助言報酬	382,911	382,911	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,114,808	13,114,808	-
(7)長期差入保証金	603,625	603,625	-
資産計	32,032,437	32,032,437	-
(1)顧客からの預り金	0	0	-
(2)未払手数料	2,479,778	2,479,778	-
負債計	2,479,778	2,479,778	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によってあります。

## (7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

## (1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	298	298
投資証券	20,560	-
合計	20,858	298
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	509,146	10,412,523
合計	509,146	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

## 前事業年度(平成27年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	25,021,336	-	-	-
顧客分別金信託	-	-	-	-
未収委託者報酬	4,897,032	-	-	-
未収運用受託報酬	1,000,744	-	-	-

未収投資助言報酬	455,390	-	-	-
長期差入保証金	4,148	596,332	-	-
合計	31,378,651	596,332	-	-

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,857,507	-	-	-
顧客分別金信託	20,006	-	-	-
未収委託者報酬	5,418,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,635,461	-	-	-
未収投資助言報酬	382,911	-	-	-
長期差入保証金	537,057	66,567	-	-
合計	18,851,060	66,567	-	-

#### (有価証券関係)

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式509,146千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

##### 2. その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,826,531	4,894,554	931,977
小計	5,826,531	4,894,554	931,977
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,304,543	1,312,300	7,756
小計	1,304,543	1,312,300	7,756
合計	7,131,075	6,206,854	924,220

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 20,858千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,852,587	7,058,420	794,166
小計	7,852,587	7,058,420	794,166
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,262,221	5,310,100	47,878
小計	5,262,221	5,310,100	47,878
合計	13,114,808	12,368,520	746,288

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

##### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券





受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.5	0.0
住民税均等割等	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.7	1.3
所得税額控除による税額控除	1.3	1.5
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>47.5</u>	<u>27.6</u>

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は62,206千円減少し、法人税等調整額が74,445千円、その他有価証券評価差額金が12,239千円、それぞれ増加しております。

#### (セグメント情報等)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

##### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

###### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,094,858	3,862,895	2,106,161	102,874	36,166,790

###### (2) 地域ごとの情報

###### 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

###### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

##### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

##### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。





りません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日 )	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日 )
<b>1 株当たり当期純利益金額</b>		
当期純利益(千円)	1,925,499	4,076,011
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	1,925,499	4,076,011
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

(単位 : 千円)

第32期中間会計期間 (平成28年 9月 30日)		
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金		8,667,657
顧客分別金信託		20,007
前払費用		306,916
未収委託者報酬		5,324,329
未収運用受託報酬		1,209,751
未収投資助言報酬		355,952
未収収益		22,873
繰延税金資産		493,517
その他		3,031
<b>流動資産合計</b>		<b>16,404,036</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	1	474,760
無形固定資産		615,866
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		13,931,717
関係会社株式		10,412,523
その他		1,631,772
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>25,976,013</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>27,066,640</b>
<b>資産合計</b>		<b>43,470,677</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
顧客からの預り金		98
その他の預り金		79,964

未払金	2,578,503
未払費用	1,682,389
未払法人税等	686,618
前受収益	414
賞与引当金	1,044,361
その他	125,455
流動負債合計	<u>6,197,805</u>
固定負債	
退職給付引当金	3,116,174
賞与引当金	30,000
その他	480
固定負債合計	<u>3,146,654</u>
負債合計	<u>9,344,459</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	<u>8,628,984</u>
資本剰余金合計	<u>8,628,984</u>
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	<u>21,442,639</u>
利益剰余金合計	<u>23,263,844</u>
株主資本合計	<u>33,892,828</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	<u>233,389</u>
評価・換算差額等合計	<u>233,389</u>
純資産合計	<u>34,126,217</u>
負債純資産合計	<u>43,470,677</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	15,185,419
運用受託報酬	2,663,858
投資助言報酬	869,344
その他の営業収益	<u>63,406</u>
営業収益計	<u>18,782,028</u>
営業費用	
一般管理費	
	1



満期保有目的の債券  
償却原価法

子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

その他有価証券  
時価のあるもの  
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

定率法によってあります。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によってあります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年  
器具備品 3～20年

### (2) 無形固定資産

定額法によってあります。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によってあります。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によってあります。

### （会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ729千円増加しております。

## (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

## (中間貸借対照表関係)

第32期中間会計期間 (平成28年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,094,757千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 差引額 10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額248,465千円の支払保証を行っております。	

## (中間損益計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	73,172千円
無形固定資産	112,944千円
2. 営業外収益のうち主要なものの	
受取配当金	106,640千円
雑収入	9,734千円
3. 営業外費用のうち主要なものの	
為替差損	3,173千円
4. 特別利益のうち主要なものの	
投資有価証券償還益	179,784千円
5. 特別損失のうち主要なものの	
投資有価証券償還損	10,871千円
事務所移転費用	8,962千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第32期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

## (リース取引関係)

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引	
(借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内                        606,895千円	
1年超                           785,123千円	
合計                           1,392,018千円	

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

第32期中間会計期間(平成28年9月30日)

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	8,667,657	8,667,657	-
(2)顧客分別金信託	20,007	20,007	-
(3)未収委託者報酬	5,324,329	5,324,329	-
(4)未収運用受託報酬	1,209,751	1,209,751	-
(5)未収投資助言報酬	355,952	355,952	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,931,419	13,931,419	-
(7)投資その他の資産			
長期差入保証金	662,172	662,172	-
資産計	30,171,290	30,171,290	-
(1)顧客からの預り金	98	98	-
(2)未払金			
未払手数料	2,393,062	2,393,062	-
負債計	2,393,160	2,393,160	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び  
(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に  
よっています。

## (6)投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表

する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によってあります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (7) 投資その他の資産

##### 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

#### 負債

##### (1) 顧客からの預り金、及び(2)未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

		中間貸借対照表計上額
その他有価証券		
非上場株式		298
合計		298
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式		10,412,523
合計		10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

#### (有価証券関係)

第32期中間会計期間（平成28年9月30日）

##### 1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

##### 2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

##### 3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,237,120	4,771,627	465,493
小計	5,237,120	4,771,627	465,493
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	8,694,298	8,823,400	129,101
小計	8,694,298	8,823,400	129,101

合計	13,931,419	13,595,027	336,392
----	------------	------------	---------

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (資産除去債務等)

該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

第32期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

##### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

###### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 売上高	15,185,419	2,663,858	869,344	63,406	18,782,028

###### (2) 地域ごとの情報

###### 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

###### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

##### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

##### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

##### 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

第32期中間会計期間

(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 株当たり純資産額	1,934,592円84銭
1 株当たり中間純利益	83,264円67銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

中間貸借対照表の純資産の部の合計額	34,126,217千円
普通株式に係る純資産額	34,126,217千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益	1,468,788千円
普通株式に係る中間純利益	1,468,788千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	

普通株式の期中平均株式数	17,640株
--------------	---------

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### イ 受託会社

(イ) 名称	株式会社りそな銀行
(口) 資本金の額	279,928百万円（平成28年9月末現在）
(ハ) 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報：再信託受託会社の概要]

・ 名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・ 資本金の額	51,000百万円（平成28年9月末現在）
・ 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### 口 販売会社

(イ) 名称	(口) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	

資本金の額は、平成28年9月末現在。

#### ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

(イ) 名称	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
(口) 資本金の額	24.5百万米ドル（平成28年12月末現在）
(ハ) 事業の内容	米国法に基づき設立され、投資運用業を営んでおります。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月11日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小澤陽一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているU.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）の平成28年11月18日から平成29年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U.S.テクノロジー・イノベーターズ・ファンド（為替ヘッジあり）の平成29年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 小澤陽一 印  
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 池ヶ谷正印  
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。